



## 「国際ロータリー第2720地区 危機管理総則」

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2720地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

### 第1条 （ロータリーにとっての危機管理の危機）

国際ロータリー第2720地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。

ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

### 第2条 （危機管理委員会の任務）

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第4条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

### 第3条 （危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

### 第4条 （危機事案の報告）

第1条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

### 第5条 （危機管理委員会の決定事項の遵守）

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

### 第6条 （保険）

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

### 第7条 （危機管理基金）

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。

その管理・執行は、危機管理委員会の決定に従う。

### 第8条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。

# 国際ロータリー第2720地区危機管理委員会規定

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 危機管理委員会
- 第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

## 第1章 総則

### (趣旨)

- 第1条 国際ロータリー第2720地区危機管理総則第8条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

### (定義)

- 第2条 国際ロータリー第2720地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

## 第2章 危機管理委員会

### (危機管理委員会の任務)

- 第3条 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。
2. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
  3. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

### (危機管理委員会の構成)

- 第4条 危機管理委員会は、次に挙げる委員をもって組織する。
- (1) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
  - (2) ガバナー・エレクト
  - (3) ガバナー・ノミニー
  - (4) 地区青少年活動委員長
  - (5) 地区青少年交換委員長
  - (6) 地区ローターアクト委員長
  - (7) 地区インターアクト委員長
  - (8) 地区米山奨学委員長
  - (9) 地区ロータリー財団委員長
  - (10) 地区広報委員長
  - (11) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員会委員経験者
  - (12) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者2名以上（その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通した者を含む）
  - (13) 前各号の者に医師および弁護士各1名以上を含まないときは、ロータリ

アンからこれらの者各 1 名以上を委員としてガバナーが委嘱する。

(14) 委員には女性 1 名以上を含むものとする。

2. 前項第 11 号から第 13 号の委員の任期は 2 年とし、再任されることができる。
3. 危機管理委員会の委員長は委員の中から選任する。
4. 委員の中から副委員長若干名を定めることができる。
5. 委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。
6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。

(危機事案の報告)

第 5 条 危機に相当する事案が発生した場合、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

(危機管理委員会の開催)

第 6 条 危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。

- 2 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。

(危機管理委員会の決議)

第 7 条 危機管理委員会の決議は、委員の 2 分の 1 以上が出席し（委任状による出席を含む）、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

(緊急時における危機管理委員会の開催)

第 8 条 災害・事故・政変等の緊急を要する危機に敏速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

(危機管理委員会の決定事項の遵守)

第 9 条 危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

(守秘義務)

第 10 条 個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 11 条 危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

### 第 3 章 青少年奉仕プログラムに対する特別規定

(青少年奉仕プログラムにおける地区の責務)

第 12 条 地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

(青少年奉仕プログラムに関係する地区委員長の責務)

第 13 条 青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との

連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアンおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

（青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務）

第14条 第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- （1）交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- （2）前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- （3）前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- （4）青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- （5）青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- （6）その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

（青少年の保護）

第15条 前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

※ 別紙名簿記載のメンバーにより、危機管理委員会総則を施行することに決定いたしました。